

ニューヨーク州民法典（一）

——一八六五年二月十三日州議会上に提出——

村 井 衡 平

筆者は、アメリカ諸州の離婚法にみられる請求棄却事由の一つたる互責について、さきに詳細に論じた。そのなかで、カリフォルニア州において、一八五一年に州として最初の離婚法が制定された事情を明らかにし、さらにその後、カリフォルニア州民法典（Civil Code）が制定され、一八七一年三月二十一日に公布をうけ、翌七三年一月一日の正后より施行されたこと、この法典の制定に当って、法典準備委員は、コモン・ローの法典化に貢献したデイビッド・ダドレー・フィールド（一八〇五—一八九四）の手になる一八六五年のニューヨーク州民法典草案（draft code）を模範としながら、既存の法律との矛盾を生じないため、自由に変更を加えたこ

ニューヨーク州民法典（一）（村井）

と、を指摘しておいた。本稿は、ついに草案のまま姿を消してしまつた「ニューヨーク州民法典」の内容を改めて紹介するものである。

ここで法典が作成されるにいたつた事情をふり返つてみよう。ニューヨーク州では、一六八三年十月十七日に第一回州議会が開かれたが、降つて一七七五年憲法の第五条によれば、「これまで、ともにニューヨークの法律を構成していたイングランドのコモン・ロー、イングランドとグレート・ブリテンの制定法およびニューヨーク植民地議会制定法は、一七七五年四月十九日当時に効力を有した限度において、いぜんとして、この州の法律たる効力を有する。但し、この州の

（四九七） 二九五

立法部は、ときに応じて、これに改正・変更を加えることを妨げられない」と規定する。ニューヨーク州がコモン・ロー

を継受することは、これによって正式に宣言されたわけであり、カリフォルニア州の場合（一八五〇年四月二十七日）より約七〇年も先んじている。しかし、以前より存在した多数の法律の相互関係は、さらに複雑さの度を加え、一七七八年十月の第二回議会の冒頭以来、いろいろな面で反撥を生じるにいたった。クリントン知事は、法律を明確にするための改正を勧告し、一七八六年四月十五日には、さきの一七七五年憲法の第三五条のもとで効力のある諸法律を「蒐集し、適当な形式に改める」べく、ジョンズとバリックの二人の委員を任命している。両委員は共同で仕事を進め、イギリスの諸法律を改作して議会に提出し、これがニューヨーク州の法律として採択された。かくして、一七八八年二月二十七日の法律により、同年五月一日以降、「イングランドまたはグレート・ブリテンのいかなる制定法も、この州の法律たる効力を有することなく、この州の法律とは考えられない」と明示されることとなった。だが、この一七八八年の改作は、イギリスの法律のみを対象とし、独立戦争（一七七五—一七八三）以後の約五年間の州議会による法律を含めていなかったため、法

律を明確にするという所期の目的を完全に達成することができなかった。

努力はその後もつづけられ、一八六四年の憲法第六条・二四節に、「立法部は最初の会期において委員会を任命すべきであり、該委員会の任務は、この州の記録裁判所の規則および慣例・答弁書・書式および手続を修正・改訂・簡略化し、抄録することにある」と定めた。フィールドがその一員に加わる法典化委員会によって作成され、一八四八年に施行されたのが訴訟法典（Code of Procedure）である。一方、同じ憲法の第一条・十七条に、「本憲法が採択された後、最初に開かれる議会において、三人の委員を任命すべきこと、該委員の任務は、この州における法律全体、または彼等がそれは可能であり、しかも得策と考える諸事項を、明文で組織した法典に作成することにあると規定した。最初に任命された委員ワルウオース、ウオールドンおよびコリヤアの三人による仕事は、彼等が委員として適格でなかったこと、任期が二年間に限られたこと、さらに加えて、途中で委員の辞職・交代があったため、はかばかしくなかった。フィールドの提案にもとづく一八五七年四月六日の法律、すなわち、「民法典の準備のため、憲法十七条のもとで委員を任命するための法

律」により、議会は、フィールド、ノーエスおよびブラッドフォードの三人を新たに起草委員に任命し、五年の間に、公法典 (Political code)、民法典 (Civil code) および刑法典 (Penal code) の三部に分けられた一個の法典を立法部に提出する準備をするように指令した。かくて、三人の起草委員は一八五八年二月二十七日に右の三法典の概略を示す最初の報告書を完成し、四月十三日に議会に提出したが、ついで一八六〇年に公法典、一八六二年に民法典および刑法典の草案を完成するにいたった。民法典の草案は、当初一五八二条かつ最終草案の段階では二〇三四条から成り、人 (Person)・財産 (Property)・義務 (Obligation) および通則 (General Provisions) の四編に分れており、一八六五年二月十三日に議会で提出されるにいたった。

ニューヨーク州民法典草案が作成されるまでの事情は、右のとおりである。本稿では、現在、国立国会図書館に「請求記号 J-42」として所蔵されてゐる「The Civil code of the State of New York - Reported Complete by the Commissioners of the code - 1865」を参照した。そして、三人の起草委員中、ノーエスが「一八六四年十二月二十五日に

ニューヨーク州民法典 (一) (村井)

死亡したため、フィールドおよびブラッドフォードの二人の署名で一八六五年二月十三日に議会に提出された「報告書」(Report) の全文をまず明らかにした後、民法典の第一条ないし第九条におかれる「民法典を制定する法律」および第一〇条ないし第一五八条において第一編「人」と題して規定される部分を紹介したいと思う。条文によつては、参考とされた判決例が列挙されたり、該規定を採用した理由の説明が付されているものもあるが、ここでは便宜上、これらの部分省略する。

なお、民法典草案は一八六五年に公にされたが、各方面からの強い反対の声が起り、とくにニューヨーク市法曹協会による、「該法典は大体において危険であり、構成が科学的でなく、用語に混乱がみられ、現行法を表示するものとしては不正確である」旨の異議にさらされた。一八六五年以降、一八九〇年にいたるまでの四分の一世紀の間、州議会が再度にわたつて賛成の議決をしたにかかわらず、そのたびに、該草案は余りにも急進的な改革にすぎると判断する知事の拒否権に会い、ついにニューヨーク州では法典化される見込みは失われ、草案のまま姿を消してしまつたわけである。しかし、一八三四年に組織されたダコタ準州は、同草案が一八六

(四九九) 二九七

五年に公にされたのち、他州に先んじてこれを法典化し、一八六六年一月十二日から施行したことをここに記しておく。

ニューヨーク州議会のために

一八五七年四月六日の法律で任命された法典起草委員は、彼等の仕事を完了したので、ここにお許しを得て、この第九回かつ最終の報告書をニューヨーク州議会に提出する。彼等はすでに、ときに応じて、彼等の仕事が進行するにつれて彼等のとった多くの手段について、報告してきた。ふり返ってみれば、彼等がそれによって任命されたように、彼等の義務は、「この州の法の全体たまたま彼等にとってそれが実際的かつ便宜であると考える部分を、訴訟手続・訴答調査委員によってすでに報告されたか、彼等の報告書の範囲に包含されている法の部分をつねに除外して、成文かつ組織立った法典に縮減すること」であった。この仕事は三つの部分に分けられた。一つは、公法典を内容とし、他の一つは民法典であり、第三は刑法典である。

民事手続法典および刑事手続法典は、訴訟手続・訴答調査

委員によって報告されたように、証拠法を含め、司法裁判所における民事上・刑事上の救済に関する、この州のすべての法を包含すべく企図されていた。そこで、必然的に実体法の主要部分が手つかずに残された。すなわち、私法上の権利および義務に関する法（人々が彼等相互の私的な関係のなかで行うすべての取引に影響を及ぼす）、犯罪および刑罰の法、すべての行政的・政治的行為を含む政体法 (Law of Government) がそれである。議会は一八五七年の法律により、実体法の主要部分が公法典・民法典および刑法典の三法典のなかに包含されるべきことを宣言し、法典起草委員は、それ以来、引き続きその仕事に没頭してきた。

彼等の最初の仕事は、彼等の計画した諸法典を概括的に分析して、それを議会に報告することであった。その後で、彼等の努力は公法典を準備することへと向けられた。公法典は四つの部分に分れている。第一部は、誰れが州の住民を構成するか、そして州の管轄権に服するすべての人々の政治上の権利義務を宣言した。第二部は、州の領域および内部的な区分を定義した。第三部は、州政府、公務員の職務内容、警察および州行政法に關している。そして、第四部は、郡・市・町・村の地方自治に關する。作成された草案は、審査のため

裁判官および法曹に配付された。そして、その後で、法典起草委員は彼等の仕事を再吟味し、彼等によせられた多くの示唆を考慮し、最終的に意見の一致した完全なものが印刷に付され、議会に提出される前に、裁判官および他の公務員に配付された。かくして制定された公法典は、改訂をうけた後、一八六〇年四月十日に議会に提出された。

それから数月後、一八六〇年四月十六日に通過した法律により、彼等は、民事手続法典に適合されるべき書式集 (*Book of Forms*) を準備すべく要請された。彼等は、この義務を遂行し、要請された書式は、一八六一年三月三十日に議会に提出された。

一八六二年四月五日に法典起草委員は、民法典の草案を準備し、裁判官および法曹にそれを配付し、一八六四年四月二日に、彼等は同様な方法で刑法典の草案を配付した。

これら二法典を再審査し、またよせられた多くの示唆を考慮し、法典起草委員は最終的に改訂を加え、それらを承認した。

刑法典はこれと共に、上院および下院の議員のテーブルの上におかれた。民法典は印刷業者の手許にあり、まもなく印刷を完了し、同様に上下両院に配付されることなるう。し

かし、現在開会中の州議会の会期が終了するに先立って、委員の任務が終了するため、民法典および刑法典を議会に提出し、議決を得るのに間に合うように、予め裁判官、遺言検認判事および郡記録係に、かねて要請されているように配付することは不可能である。

かくして準備された刑法典は、この州の法に従って人々が処罰をうけるべきあらゆる犯罪と、犯罪に対する処罰を定義する。その準備に際して、起草委員は次のような事柄を心にとめた。第一に、可能な範囲で一冊のなかに、犯罪および刑罰に関する法を全体として宣言すること、第二に、現在行われている犯罪の定義のなかの不備を補い、誤りを正すこと、第三に、加えられる刑罰の程度がより一層、犯罪の程度とほとんど同一に近くなるようにすること、そして第四に、処罰に価するが、現行法によって処罰できない行為を定義し、それに刑罰を加えることである。

民法典は、人格権・対人関係・財産および義務に関する法律を包含するよう要請されていた。

民法典は四つの概括的な部門に分れる。第一は人に関し、第二は財産に関し、第三は義務に関し、そして第四はこれら別々の対象に通じる通則を含んでいる。このような大きな計

画を遂行するに当って、委員たちは、かかる法典の範囲内に含まれる対象について、われわれの法が知っている一般的な規定をすべて集め、われわれのおかれている現状にとって旧式であるか、または不適当なもの排除し、それが必要であり、または望ましいと思われる他のものを付け加えながら、秩序正しく配列しようと努力した。

第一部において、成年・未成年・精神異常者およびインディアンという、州内の種々の人々の私法上の身分を定義し、彼等の個人としての権利を列挙し、婚姻・離婚・夫・妻・親・子・後見人・被後見人・使用主と被用者という種々の題目のもとで、彼等の対人関係を宣言する。

第二部は、不動産および動産、そこでの種々の利益または不動産権等々の財産に関する法律、自主先占・付合・譲渡・遺言または相続による財産取得の方法、移転および利子積立に対する制限、所有権に関する条件および資格、信託および委任、遺言書の作成・解釈および執行、法人・著作権・海運および航海法規等の種々な特別規定を含んでいる。第三部は、契約によって生じるか、法律上の効果として生じるあらゆる種類の義務、それらの定義および解釈、履行・履行の申入・履行の妨害またはそれ以外による義務の移転または消

滅、—契約の目的および約因、契約当事者および彼等の合意、それが自由な意思によるものか、または強迫・威嚇・詐欺・不当威圧または錯誤によるものか—等々を包含し、これら一般的な主題の後に、特殊な主題として、売買・交換・寄託・無償寄託・賃貸借・雇傭・供給・運送・信託・代理・組合・保険・損失・補償・保証・動産質・抵当・先取特権および商業手形を含んでいる。第四部は、私権の侵害に対して与えられる種々の救済、およびそれが補償的・特定のまたは予防的か、いずれにせよ救済を得る手段、さらに補償が法律上の原則である場合に損害額を算定する方法、等々を特定する。第四部はまた、債権者・債務者の特殊な関係およびニュース・ランスに関する規定を含み、さらに法律学に関する多くの格言を列挙し、解説している。

このように広範囲な主題を配列するに当り、法典起草委員の一般的な目的は、現に存在している法を表現することにあつたけれども、他方で彼等は、「彼等が適切と判断する変更および改訂を明細にのべる」べき旨の憲法の指令を心に留めていた。憲法のこのような指令に従い、彼等は、それを採用するのが適切と判断する多くの変更および改訂を詳しくのべた。これらは、それぞれの節への註のなかに記載されてお

り、それらを勧告する理由をそこにのべている。

これらすべてについて、法典起草委員は、お許しを得て、註を参照して頂くことにしたい。ここでそれを詳細にのべることは、本報告書の頁を不都合に増加させることになるので、唯、三つの事柄のみを指摘するに留める。第一部において、法典起草委員は、寡婦産および嫁財産の双方を同時に廃止しながら、妻が彼等の子および彼等の財産に関して、夫と同等の権利を取得するよう努力した。そして、委員は、養子縁組に関して一カ条を入れ、養親は実親に属するすべての権利を有し、かつ責任を負わなければならない、ひとたび親権を自発的に放棄した実親は、愛情が新しい関係のなかに生育したとき、親権を回復することを許されるべきでない旨を決定した。第二部において、委員は及ぶ限りの範囲で、動産および不動産の双方について、相続に関する同一の法則を創設しながら、現存の権利を妨害することなしに行うことができるならば、どこでも、不動産法の複雑さを減じて動産法のよりに単純なものとし、不動産および動産に関する法律を一樣にすることを目的とした。

委員は法典を準備するに当って、彼等は人間の雑多な事務のなかで起り得るすべての事例を予見したとか、彼等は、過

去におけるわれわれの法の歴史のなかで、裁判所より公表された一般法則をもすべて集めたとは、あえて考えていないであろう。いくつかのものは見すごされ、いくつかのものは、それらがわれわれの現在の状態にとって旧式であるか、適用できないとか、または保持されるべき一層重要な他の法則と矛盾するとかいう、まちがった考えから、省略されてしまった。

委員の明言するところによれば、われわれの現在の事情に適用することが可能であり、しかも継続されるべき、われわれの法に知られている一般法則を集めるべく努力したというだけのことである。彼等は、これらの法則を科学者によって是認されるような方法で配列したと信じており、それによって法律家および市民が、法をより良く知ることができないにしても、より容易に知るための助けとなるであろう。そして、彼等は彼等自身、将来発生するかも知れないが予見できない事例について、裁判所が判決をするに当ってガイドの役を果すと思われる解釈および類推に関する一般的な原理・原則がそこにある、と自負している。

法典というものが望ましいかどうかということは、単に成文法と不文法のどちらがよいかの問題にすぎない。

この問題がつねに論争のたねになってきたということは、法律学の歴史における最も注目すべき事実の一つである。もし、法はそれに従うべきものならば、それは人々に知られていなければならぬし、もし知られるべきものならば、それを知らせるため、書面にし、印刷する以外とはいわないまでも、それ以上にすぐれた方法はあり得ない。もし、成文の憲法が望ましいならば、成文法についても同様のことがいえる。一方に影響を及ぼすと全く同じ理由が、他方にも影響する。国内の種々の社会階級の間に関係の衝突があるため、彼等の相対的な権利を明文で定義するのが困難であるか、不可能な仕事とされる国々があるかも知れない。そして、もちろん、ここでは、成文の憲法を制定しようにも、できそうもない。成文の憲法は望ましいと考えられないため、成文の法律は望ましくないと推定される。このような理由は、わが国には適用されない。われわれの国内に社会的な階級は存在しない。社会的な階級が互いに衝突することは全くない。国民の意思が最高法規である。国民の意思は、彼等の成文憲法および成文法によって適格に表示されている。実際、これ以外に適格な表示はないように思われる。

自由のためには不文法の方が成文法よりも好ましい、と論

じる人々もいる。だが、これと正反対の方が、より充分な理由を具えているように思われる。市民が彼の知らない法律によって統治されるべきであつて、そのことが市民の自由にとつても望ましい、とはほとんど考えられない。そして、市民が法律についても知識は、彼等が印刷物から、または成文の形式による認証された宣言から遠ざけられることによって促進されることは、ほとんど考えられない。

裁判官または法律家に知られていることは、何であつても、それを書面にすることができ。そして、法律家の注釈書または裁判官の意見のなかに書かれたことは何であつても、組織立つた法典のなかに書くことができる。

種々の異つた解釈をうける恐れのないように成文化することは不可能であり、成文化すればかならず、いくつかの異つた解釈をうけることになる。このことはたしかである。しかし、判例集のなかに書かれた場合よりも、法典のなかに書かれた場合の方が、種々の異つた解釈をうける恐れは、より少い。反対に、注意深く表示されたとき、同様の事例をすべて規制すべき法則をのべるという、まさにその目的のためには、特殊の事例に関して表示されるときよりも、言葉使いがより正確であるように思われる。

過去八年にわたり、起草委員は、一八五七年の議会によって責任を負わされた法典を準備するのたづさわつてきた。

彼等の企てた仕事は、いまだかつて経験したことのない、困難なものであつた。アメリカまたはイングランドのコモン・ローを法典化するということは、これまで試みられたことがない。彼等がいかにしてその義務を果してきたか、彼等にいわせるのは適當でない。彼等の仕事の成果は、議会と国民の前におかれている。委員があえて期待したことが半ばでも効を奏しており、そのような予想が、彼等の長期間の仕事を通じて彼等をはげましたならば、彼等の努力は充分にむくわれるであらう。

かくして、委員が準備した諸法典―民法典および刑事訴訟法典並びに訴訟手続・訴訟に関して委員によってこれまでに提出された法典―によって、一八四六年の憲法で計画された法典化の仕事は完了した。そして、これらの法典が議会によって討議され、是認されるならば、ニューヨークの住民は、彼等の法律全体を、委員が思い切つて考えた、少くとも他州の住民のもつ法典と同じ程度に完全な、成文かつ組織立つた形式で所有することにならう。

最後の月に彼等の仕事がほとんど完了し、民法典の小冊子

ニューヨーク州民法典(一)(村井)

が印刷を終つた丁度そのとき、委員会のメンバーの一人がこの世を去るにいたつた。一八六四年十二月二十五日に、二日間の病いのち、ノーエス氏が死亡したことは、彼の仲間にとつていいようのない深い悲しみである。人生の働きざかりに、突然に病いにたおれ、残された委員に、彼等の共同の仕事に関する最後の報告書に、彼の名前なしに、彼等のみの署名をするという悲しい義務を負わせたのである。

すべてをここに謹んで提出する。

ディビッド・ダッドレー・フィールド

アレックス・W・ブラッドフォード

ニューヨークにおいて、一八六五年二月十三日

ニューヨーク州民法典

民法典を制定する法律

上院および下院において代表されるニューヨーク州の人民は、ここに、左のとおり制定する。

一般的定義および区分

(法典の名称)

(五〇五)

三〇三

第一条 本法は、ニューヨーク州民法典と称するものとする。

(法の定義)

第二条 法は、州の主権によって規定される財産および行為に関する規則である。

(主権の作用)

第三条 主権の意思は

一 人民の基本法たる憲法により

二 州議会による法律たる制定法または他の従属的な立法部による命令により

三 法律として制定されてはいないが、慣習法またはコモン・ローとして知られるものを形成する規則を強行する裁判所の判決により、——表明される。

(二種類の法)

第四条 コモン・ローは、

一 公法または国際法

二 国内法または国家法——に分けられる。

(コモン・ロー)

第五条 コモン・ローの証拠は、裁判所の判決のなかに見出される。

()

第六条 この州において、法が五つの法典によって宣言される場合にも、コモン・ローは存在しない。

(二種類の私権)

第七条 すべての一次的権利は

一 一人に関する権利

二 財産に関する権利——のいずれかである。

(権利・その修正方法)

第八条 財産および人に関する権利は、法によって規定される場合において、放棄し、譲渡し、または過失によって喪失されることができる。

(民法典の区分)

第九条 本法典は、四編に分けられる。

一 第一編は人に関し

二 第二編は財産に関し

三 第三編は義務に関し

四 第四編は、人・財産および義務に関する通則を含む。

第一編 人

第一部 人

(未成年者の定義)

第十条 未成年者は、二十才未満の人である。

(成年者の定義)

第十一条 すべて他の人は、成年者である。

(胎内にある子)

第十二条 懐胎されても、まだ生まれぬ子は、のちに出生した場合の利益にとって必要な限りにおいて、生存する子とみなされる。

(精神異常者)

第十三条 本法典の意味する精神異常者は、(白痴)・精神病患者・低能者および常習的酪酊者である。

(未成年者その他の監護)

第十四条 未成年者および精神異常者の監護は、本編の第三部に規定される。

(未成年者の権限)

第十五条 未成年者は、代理権を与えることはできない。

(未成年者の契約)

第十六条 未成年者は、この標題のついた規定のもとで彼が

取消権をもつこと、および「婚姻」の標題のついた規定に服することを条件として、他のすべての人と同様の方法で権利を譲渡し、または他の契約を締結することができる。

(未成年者が取り消すことのできる場合)

第十七条 第十八条および第十九条に特定された以外のすべての場合において、未成年者の契約は、彼から約因を受け取った当事者から、それを回復したうえで、彼が成年に達する前、もしくは、その後、合理的な期間内に、未成年者自身により、または未成年者がその期間内に死亡したときは、彼の相続人もしくは人格代表者により、取り消されることができ。

(生活必需品契約を取り消すことのできない)

第十八条 未成年者またはその程度を問わず精神異常者は、彼を扶養できる親または後見人の保護のもとにないときに彼によって締結された、彼または彼の家族の扶養のための必要品の合理的な代価を支払うべき、他の点では有効な契約を、取り消すことはできない。

(ある種の義務も否認することはできない)

第十九条 未成年者は、明示の代理権または制定法の命令のもとに、彼によって負担された、他の点では有効な義務

を、否認することはできない。

(意思の疎通を欠く人による契約)

第二〇条 意思の疎通を全く欠く人は、第十八条に記載された場合を除き、契約を締結する権限を有しない。但し、制定法により明示に権限を授与されたときは、この限りでない。

(他の精神病者による契約)

第二一条 精神に異状はあるが、意思の疎通を全く欠いてはいない人は、「取消」の章において規定される取消を条件として、彼の無能力が裁判上で確定される前に、不動産を譲渡し、または他の契約を締結することができる。

(無能力の宣告をうけた人の権限)

第二二条 彼の無能力が裁判上で確定された後、精神異状者は、彼の能力回復が裁判上で確定されるまで、不動産を譲渡し、他の契約を締結し、なんらかの権限を委任し、またはなんらかの権利を放棄することはできない。しかし、現実に能力を回復したときは、回復が裁判上で確定されていなくとも、遺言をすることができる。

(権利侵害・違法行為)

第二三条 未成年者またはその程度を問わず精神異状者は、

彼によってなされた違法行為について、他の人と同様の方法により、責を負う。

()

第二四条 未成年者または精神異状者に、懲罰的損害賠償の責任を負わすことはできない。但し、彼は、それが不法なことを行為のときに知ることができた場合は、この限りでない。

(未成年者は彼の権利を強行できる)

第二五条 未成年者は、彼の権利を、民事上の訴または他の法律上の手続に従い、後見人がそれをなすべく命ぜられた場合を除き、成年と同様の方法により、強行することができる。

(インディアン)

第二六条 この州内に居住するインディアンは、他の人と同様の権利を有し、義務を負う。但し、

一 彼等は投票権を有しないし、公職につくことはできない。

二 彼等は、特別な法律によって規定された場合を除き、インディアンの土地を譲渡し、賃貸し、または抵当に入れることはできない。

第二部 人格権

(一) 一般的人格権

第二七条 公法典のなかに記載され、または是認された人格権のほか、すべての人は、法によって定められた資格および制限に従って、身体的拘束または害悪、個人的侮辱、名誉棄損および彼の対人関係への侵害行為をうけない権利を有する。

(名譽棄損とは)

第二八条 名譽棄損は

- 一 文書誹毀、または
- 二 口頭誹毀——によって実行される。

(文書誹毀とは)

第二九条 文書誹毀は、誰れかを憎悪・侮辱・あざけりもしくは悪評にさらし、または世間が彼を遠ざけ、もしくは避けるようにさせ、または彼の職務上の地位を棄損する傾向を示す、眼にみえる書面・印刷物・絵画・肖像または他の固定された表現による、虚偽かつ特権のない公表である。

(口頭誹毀とは)

第三〇条 口頭誹毀は、文書誹毀以外の虚偽かつ特権のない

公表であり、それは

一 誰れかに犯罪の嫌疑をかけ、または犯罪で起訴され、有罪とされ、もしくは処罰されるよう非難し

二 現在の伝染病またはいまいましい病氣の原因を彼の所為にし

三 彼の職務・職業・取引もしくは事業に関し、職務もしくは他の職業が特別に必要とする細目において、彼は一般的に失格である旨を非難するか、または彼の職務・職業・取引もしくは事業に関し、その利益を必然的に減少させる傾向をもつ何事かについて彼を非難することにより、直接に侵害しがちであり

四 彼は性的に不能であるとか、貞節さを欠いている旨を非難し、または

五 必然的な結果として、現実に損害を発生させるものである。

(特権のある公表とは)

第三一条 特権のある公表は

一 職務上の義務を正式に免責され

二 法によって認められたどの手段においても、適切かつ重要な事柄について証人として証言し、または裁判所に

よって許された質問に応答することにより

三 悪意なしに、その点で利害関係のある人に對し、自己もまた利害関係をもつ人により、または前者に對し、彼の動機は善意であると推定される合理的な根拠を与えるような関係にある人により、または彼によつて情報を与えるべく要求された人によつてなされる公表により、または

四 悪意なしに、裁判上・立法上もしくは他の公務上の手続に關し、またはこれらの手続中にのべられた事柄に關し、新聞紙上でなされた公正かつ眞實の報道により、
——行われる。

(対人關係に対する保護)

第三二条 対人關係についての權利は

一 夫を妻から誘拐し、または親を子から誘拐すること
二 妻を夫から、子を親もしくはは監護権ある後見人から、夫または被用者を使用主から、誘拐もしくは誘惑すること

三 妻、娘、両親のない姉妹または被用者を誘拐すること、および

四 被用者に侵害を加え、使用主に奉仕する能力に悪影響

を及ぼすこと——を禁止する。

(強制力を使用する權利)

第三三条 不法な侵害から自己自身・妻・夫・子・親もしくは三親等内の他の親族・被後見人・使用主もしくは被用者の身体または財産を保護するため、必要な強制力は、誰れでもこれを使用することができる。